

奈良県告示第三百四十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十五年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市法蓮町八三六番地 奈良県立奈良高等学校内	奈良市法蓮町八三六番地	奈良県立奈良高等学校育友会	平成二十五年三月三十一日